



第4章 主要施策の展開

第4章 主要施策の展開

I 将来を豊かに生きる力の基礎を培う学校教育の推進

1. 確かな学力⁶の向上

【これまでの取組の成果】

全国学力学習状況調査⁷、県学力調査、町学力調査（平成30年度までNRT⁸、平成30年度からCRT⁹）を学力定着の検証軸として実施及び結果分析をしてきました。結果分析をしたことについては校長会や教頭会、学力向上委員会で情報を共有し、さらなる改善策について協議してきました。いずれの調査においても県平均は、ほとんどの教科において越えているため、特に全国平均と比較をしながら、その対策を検討しています。

平成31年度からは、「リーディングスキルテスト¹⁰」を活用した読解力向上の研究を町全体で推進しています。結果から町共通の課題を認識し、項目を絞り込んだ課題改善に取り組んでいます。

年間3回の学力向上委員会を開催しています。ここでは、町の学力向上プラン（検証改善サイクル）を周知したり、各学校の学力向上プランについて情報共有したりするとともに令和元年度に「進んで学ぶ時津っ子」を改訂し、その活用状況を学力向上委員会にて報告することで、「学びの環境づくり」強化にも努めています。

全ての町立小中学校に研究指定を行い、3年に1回本発表を義務付けています。3年間の間に、教育委員会指導主事の指導助言や県教育センター出前講座などを活用して指導力向上につなげています。

児童生徒の英語力向上に向けて、ALTの積極的活用に取り組んでいます。本町はJET¹¹から2名と町雇用で1名の外国人に加え、地域人材からの協力を得て、時津

⁶ 基礎的・基本的な知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めた学力のこと。

⁷ 文部科学省が、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証しその改善を図ることを目的に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施する学力テスト。

⁸ Norm-Referenced Test の略。集団基準準拠検査。集団の標準的な水準と比較して、学習者の能力を測るテスト。全国基準に照らして相対的に学力を評価する。本町では図書出版版を採用していた。

⁹ Criterion-Referenced Test の略。目標準拠評価。授業などで設定した目標がどのくらい達成できたかを知るテスト。目標と比較して自分の到達度を測る。本町では東京書籍版を採用している。

¹⁰ リーディングスキル（RS）は、すべての子供が教科書を正しく読み、理解できる力。リーディングスキルテスト（RST）は、教育のための科学研究所が提唱している読解力向上テストで、読解力を6つの分野から測定するもの。時津町は平成31年度から令和2年度まで長崎県の研究指定を受けて、リーディングスキルテストの結果をもとに読解力向上に向けた取組をしている。

¹¹ The Japan Exchange and Teaching Program の略で、地方自治体が総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会の協力の下に実施している。JETプログラムは主に海外の青年を招致し、地方自治体、教育委員会及び全国の小中学校や高等学校で、国際交流の業務と外国語教育に携わることにより、地域レベルでの草の根の国際化を推進することを目的としている。

東小学校に1名の方が外国語教育に携わっています。日々の授業における生きた英語教育の支援のみならず、イングリッシュデイキャンプや子供会主催のリーダーキャンプにて、ALTと英語のみで交流する時間を設定してきました。

【現状と課題】

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度における全国学力学習状況調査及び、県学力調査については、県平均との比較のみです。

まず、県学力調査の結果としては、小学校理科において、県平均を0.4点下回りましたが、それ以外では、小中学校ともにすべて県平均を上回っています。

令和元年度の実態として、全国学力学習状況調査の結果では、小学校において「国語科で2点、算数科で1点」全国平均を下回っています。課題として、国語科・算数科ともに「問題を正確に理解し、目的に応じたものを選択すること」が、挙げられます。

中学校においては国語科・数学科・英語科ともに全国平均を上回っています。しかし、課題として、国語科における「物語文等の文章の内容の理解」、数学科では「証明されたことから新たにわかることを選ぶ」といった項目がやや不足しているということが明らかになりました。

また、CRT標準学力調査の結果から、小学校においては「国語科の読む力」が、中学校においては、「国語科の漢字や読解力」がやや不足しているということが明らかになりました。

このような点を改善するために、町及び各学校で課題を明確にした学力向上プランを作成し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むことが求められます。

なお、平成28年度から令和元年度まで、全国学力学習状況調査における小学校の平均値は全国平均を超えることはできませんでした。しかし、近年の同一集団の結果推移（H27：小6→H30：中3、H28：小6→R1：中3、H29：小6→R2：中3）を見ますと、小学校で全国平均※を2.1点下回ったものの、中学校で全国平均を2.8点上回る結果を残しており、学年が上がるにつれて課題の改善が図られ、学力の向上が見られています。

※ 令和2年度は県平均を対象。

【基本方針】

変化の激しい社会にあっても、豊かな人生の基盤を築き、予測困難な時代を生き抜くための確かな学力の定着とその向上を目指します。

また、すべての児童生徒に「1人1台端末」を整備し、デジタル教科書、電子黒板¹²等を活用した効果的な授業実践により、児童生徒の学力や情報活用能力の向上に努めます。

【主な取組】

(1) 学力検査による児童生徒の学力の検証及び対策

全国学力学習状況調査や長崎県学力調査、本町独自に取り入れている CRT 標準学力調査の結果について今後も検証を行います。その結果は、町内校長会や小中学校の教職員で構成する学力向上委員会において共有し、町としての課題を焦点化します。また、各学校では、学力検査の結果による自校の課題を踏まえ具体的な対策の策定や、授業実践上の視点の明確化を行う等、学力向上に向けた授業改善を推進します。

(2) 町立小中学校の研究指定と指導主事による指導体制の充実

研究指定の3年目には、町内外に向けて研究発表会を開催します。また、各学校の校内研修等に指導主事が出向き、年間2回以上助言指導を行い校内研修の充実につなげます。

(3) 学力向上委員会の活性化による各学校の課題意識の高揚

各学校の取組を互いに紹介しあうとともに、取組について指導主事により指導助言を行います。CRT 標準学力調査の結果分析について、町独自の分析も行い各学校の分析と比較検討していきます。

教育委員会並びに各学校の学力向上プランを策定して、学力向上委員会を年間3回開催し検証していきます。

(4) リーディングスキルを意識した授業改善

読解力向上のための取組として、県教育委員会委託事業は終了しましたが、今後もリーディングスキルを意識した授業改善に取り組んでいきます。

(5) 町版学習の手引き「進んで学ぶ時津っ子」の作成と配布による学校・家庭の連携した学習への取組の啓発

「進んで学ぶ時津っ子」の活用状況について、学力向上委員会で情報交換を行います。学校と家庭が連携・協力して、子どもの基本的な生活習慣や学習習慣の定着を推進するとともに、落ち着いた学習環境の創造に努めます。

¹² コンピュータの画面上の教材をスクリーン又はディスプレイに映し出し、それらの上で直接操作して、文字や絵の書き込みや移動、拡大・縮小、保存等ができる機器。

(6) 外国語教育・国際理解の推進

- ① 英語教育研修会の充実と指導主事等による指導助言
- ② A L T の計画的な配置
- ③ 地域人材の活用
- ④ 長崎外国語大学との包括的連携を活用した外国語教育の充実

(7) 教育の情報化推進

- ① 「1人1台端末」の整備と活用（校内・家庭）
- ② 「1人1台端末」の利活用に向けた教員の指導力向上
- ③ 児童生徒の情報活用能力の育成
- ④ 情報機器を活用した働き方改革の推進及び校務支援システム¹³等による校務の効率化

(8) ふるさと教育の推進

- ① 小学校社会科副読本「わたしたちの時津」の作成と活用
- ② キャリア教育の充実（社会教育事業との連携）

(9) 課外における指導時間の活用

- ① 夏休み等を活用した補充指導

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和元年度）	目 標 （令和7年度）
全国学力学習状況調査で全国平均を上回る領域数※ 小学校6年生【国語科、算数科】 中学校3年生【国語科、数学科、英語科】	3/5領域	5/5領域
家庭学習時間の取組※ 小学校5年生 1時間未満の割合 中学校2年生 2時間未満の割合	25.3% 53.3%	15% 30%
I C T を活用した授業をできる教員の割合（目標には「1人1台端末」を活用した授業を含む）	69%	100%

※ 指標における学力に関するデータは、全国学力学習状況調査（毎年4月に実施）によるデータ、家庭学習時間のデータは、毎年12月～1月に行われるCRT標準学力調査のデータによる。それぞれの調査時期が年度をまたがり学年が1学年ずれるが、同一集団を比較するため異なる調査データを使用している。

¹³ 学校で教員が行わなければならない、指導要録作成や出席管理等の学籍事務、健康管理などの保健関係事務、成績処理や通知表作成などの教務関連事務等について、教員の負担を軽減し、子どもに向き合う時間を確保して指導の充実を図り教育の質を向上させ、児童生徒の学力向上を図るために導入するシステム。

2. 豊かな心の育成

【これまでの取組の成果】

町立小中学校においては、豊かな心の育成の中核に道徳の授業を位置付け、小学校では、価値観の形成を図る指導を徹底するとともに、自己の生き方を見つめさせる指導を行ってきました。中学校では、思春期の特質を考慮し、社会との関わりを踏まえ、人間としての生き方を見つめさせる指導を行ってきました。その中で、「時津っ子の心を見つめる教育週間」には、全ての町立小中学校において土曜授業を実施し、道徳の公開授業を行う等、家庭や地域との共通理解が深まってきました。また、被爆体験講話、地域のゲストティーチャーを招聘しての授業等の取組を行い、心の教育の充実を図っています。さらに、西彼地区初任者研修授業研修では、毎年度、道徳の研究授業を必ず実施し、教員の指導力向上に努めています。

読書活動の推進にあたっては、学校における「朝の読書活動」を推進するとともに、全ての町立小中学校に学校司書を配置し、時津図書館と連携を図りながら、司書教諭と学校司書の資質向上を目的とした研修会を実施しています。

人権・平和教育の推進にあたっては、西海市西彼地区人権教育研究会と連携して西彼杵郡人権教育研究大会を実施したり、8月9日の「長崎原爆の日」における平和集会の実施や写真パネルの展示等を行ったりしています。

【現状と課題】

町立小中学校においては、日常的に児童生徒の「規律の遵守」、「学力の向上」、「自己有用感の育成」を進め、いじめの問題への取組の充実等を図っています。

しかしながら、規範意識の希薄化や、けじめのある生活・礼儀正しい言葉遣いなどの規律ある態度に欠ける行動があり、家庭・地域と連携しながら学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実など、豊かな心の育成が求められています。

また、読書は感性を磨き、表現力・創造力を高めるなど、人生をより豊かに送るために欠くことのできないものです。令和元年度における児童生徒の読書量は、1日30分以上読書する小学校6年生が40.8%（平成26年度と比較して11.8%増加）、中学校3年生が26.1%（同3.4%増加）となっており、読書離れは改善してきています。しかしながら、全国平均と比較すると小学校では上回っています（0.8%）が中学校では下回っている（△4.8%）ことから、本のおもしろさや活字から情報を得ることの素晴らしさを味わえるような読書指導を今後も推進していく必要があります。

【基本方針】

全ての町立小中学校において道徳の公開授業を実施し、地域と連携した道徳教育を推進します。また、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育や読書活動の更なる充実を図ります。

【主な取組】

(1) 道徳性を養う心の教育の推進

「時津っ子の心を見つめる週間」に道徳の授業を家庭や地域に公開し、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進します。

また、学習指導要領¹⁴の完全実施を踏まえ「『考え、議論する』道徳科への転換」により、児童生徒の道徳性を育むために、中央研修等への教職員の派遣・伝達講習の実施を通して指導の一層の充実を図ります。

(2) 子ども読書活動推進計画に沿った読書活動の推進

- ① 学校司書や司書教諭の研修の充実
- ② 学校における「朝の読書活動」の推進
- ③ 学校図書館の整備・充実

(3) 人権・平和教育の推進

- ① 学校における人権教育の充実
- ② 教職員の人権意識の向上のための各種研修会への参加
- ③ 学校における「長崎原爆の日」を中心とした平和教育の充実
- ④ 社会教育課などが進める人権教育・平和教育との連携

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和元年度）	目 標 （令和7年度）
1日30分以上読書をする児童生徒の割合※ （小学校6年生） （中学校3年生）	40.8% 26.1%	50% 30%

※ 読書量に関するデータは、全国学力調査（毎年4月に実施）による。

¹⁴ 全国的に一定の教育水準が確保されるよう、文部科学省が学校教育法に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めたもの。小学校、中学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。

3. 健やかな体の育成

【これまでの取組の成果】

健やかな体を育む健康教育の推進にあたって、町立小中学校においては、長崎県児童生徒体力・運動能力調査結果をもとに体力向上アクションプラン¹⁵を作成し、体力向上に取り組んできました。その中で、小学校では、業間体育等で「ジャックナイフストレッチ¹⁶」や「体力づくり運動」を意図的に取り入れる等の取組の結果、運動に対する抵抗感が少なくなり、休み時間や放課後に体を動かす習慣が育っています。中学校では、授業導入時の補強運動において「動きを正確に行うこと」を意識した指導に努めたところ、体力・運動能力調査において多くの種目で前年度より良い結果が得られましたが、全国平均を上回るまでには至っておりません。

また、全ての町立小中学校において、小学校6年生及び中学校3年生を対象に薬物乱用防止教室を実施し、発達段階に応じた薬物乱用防止教育の充実に努めています。

さらに、各学校において食育全体計画や年間指導計画を作成し、子どもたち一人ひとりが正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通じて自らの健康管理ができるよう、栄養教諭を中心に食育の推進に努めています。加えて、「進んで学ぶ時津っ子」、「食育だより」、「学校だより」、「保健だより」等を活用し、家庭への食育啓発を行っています。

【現状と課題】

子どもたちの運動能力は、各種調査から近年、全国平均を下回る結果が出ており、全体で見ると、柔軟性に課題が見られます。また、夜型生活の低年齢化、日常的な身体活動の不足等による生活習慣の乱れが見られます。児童生徒の健康課題は生活習慣と関係が深いことから、望ましい生活習慣を身につけさせるために健康教育の一層の充実が求められます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため、全国体力・運動能力・運動習慣等調査¹⁷及び長崎県児童生徒体力・運動能力調査¹⁸は中止になりました。そのため平均等は出していませんが、体力向上アクションプランについては、例年通り年度末に提出するようにしています。

¹⁵ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の分析から自校の課題と課題に対応した取組を明確にし、子どもたちの体力向上に向けて、学校全体で共通して実践していくための計画。

¹⁶ 太ももの後ろの筋肉の柔軟性を高める運動で、股関節の柔軟性向上につながる。

¹⁷ 文部科学省が全国的な子どもたちの体力の状況等について詳細な把握・分析を行うことを目的として、小学校5年生及び中学校2年生の全児童生徒を対象に実施する調査。

¹⁸ 長崎県内の児童生徒の新体力テストの結果及び生活習慣との関連等を分析し、総合的な施策を推進するための基礎資料とするために実施するもの、小学校4年生から中学校3年生までのすべての児童生徒が対象。

【基本方針】

児童生徒の体力・運動能力調査結果を活用し、各学校の課題を捉えた体力向上アクションプランを作成し、実践することで、児童生徒の基礎的な体力の向上を図ります。

また、児童生徒が生涯にわたって健全な食生活ができるよう、学校の教育活動全体を通して食育の充実を図り、「進んで学ぶ時津っ子」の活用により、正しい生活習慣を身につけられるよう、家庭・地域と連携・協力した取組を推進します。

【主な取組】

(1) 鍛錬を核とした体力づくりの充実

体育・保健体育の時間はもとより、特別活動・総合的な学習の時間、部活動等の中で課題改善を図る創意工夫された動きを今まで以上に取り入れ、子どもたちの体力の向上を推進するとともに、各種研修会への教員の参加を促進して、指導力の向上を図ります。

(2) 学校教育を通じた健康教育の推進

① 「進んで学ぶ時津っ子」の活用推進

スポーツ庁が行った「全国体力・運動能力・運動習慣等調査（2019）」によれば、生活習慣（睡眠時間・朝食の摂取・スクリーンタイムの時間（テレビ・ゲーム・スマホ等））と体力との関係については、関係性があるとされていることから、その重要性を認識してもらうために「進んで学ぶ時津っ子」による家庭での生活習慣の見直しと食育の充実に努める。

(3) 薬物乱用防止教育等の実施

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和元年度）	目 標 （令和7年度）
児童生徒の体力・運動能力調査で全国平均を上回る項目数※	17/96 項目	27/96 項目
朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合	94.3%	97.0%

※ 握力、20mシャトルラン、50m走など8項目

小学4年生～中学3年生の男女別

4. 学習の機会均等の確保

【これまでの取組の成果】

各学校の特別支援教育の要である特別支援教育コーディネーター¹⁹ 対象の研修会を年間3回実施し特別支援教育の充実を図っています。また、雇用教育支援員対象の研修会を実施し具体的な支援の在り方について研修を深めています。そして、町雇用の学校教育相談員²⁰が幼保小中に出向き就学相談を行ったり、幼保小連携会議を開催したりして、職員の資質向上と効果的な引継ぎにつなげています。また、平成31年度から時津東小学校に配置された指導教諭²¹を町内の各学校に派遣し、具体的な支援について指導助言をしています。スクールソーシャルワーカー²²やスクールカウンセラー²³が児童生徒や保護者と相談をし、担任等に情報提供や助言をすることによって負担軽減につなげています。

【現状と課題】

本町においては、全ての町立小中学校に特別支援学級²⁴を設置しています。さらに、通常学級に籍を置きながら、特別な支援を要する場面においてのみ通常学級と異なる指導を受けるための通級指導教室も全ての町立小中学校に設置しています。（鳴鼓小学校は時津北小学校の担当者が巡回指導しています。）

近年、特別な教育的支援や配慮を要する子どもの数が全国的に年々増えており、本町においても同様の傾向にあるため、今後も状況に応じた細やかな相談対応・校内体制の充実による学習機会の確保を行う必要があります。

また、いじめの問題について、本町では、「いじめ防止対策推進法」、「長崎県いじめ防止基本方針」を参酌して、「時津町いじめ防止基本方針」、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめが発生しないよう未然防止に取り組むとともに、いじめを早期に発見・対処することにより、解消に向けて指導に努めています。

本町の不登校児童生徒の割合は、小学校は全国平均とほぼ同率で、中学校は低い

¹⁹ 各学校における児童生徒への適切な支援のため、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内や福祉・医療等の関係機関との連絡調整を担う者。

²⁰ 特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育支援を図り、時津町の特別支援に関する相談指導業務を充実強化するため配置された者。

²¹ 指導教諭は、所属する学校の児童生徒の実態等を踏まえ、他の教諭等に対して教育指導に関する指導、助言を行う職。

²² 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する者で、児童生徒の生活環境上の問題に対して、福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチにより課題解決を支援する専門家。

²³ いじめや不登校など、様々な悩みをもつ児童生徒の心の問題に対応するために、学校に配置される臨床心理士等の資格を有する専門家。

²⁴ 障害の比較的軽い児童生徒のために、小中学校に障害の種別ごとに設置される少人数の学級。弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

割合となっており、不登校の主な理由は、小学校では「無気力・不安」、中学校では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」となっています。

【基本方針】

現在の施策を継続するとともに、特別な教育的支援や配慮を要する児童生徒の就学について、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用及び「心の教室相談員²⁵」、「スクールカウンセラー」、「スクールソーシャルワーカー」との連携等を通して、継続的な相談体制の充実を図ります。また、研修の充実等により教職員の専門性を高め、教育内容・指導方法の充実に取り組み、授業改善を図ります。

【主な取組】

(1) 特別支援教育の充実

- ① 特別支援教育コーディネーター研修会の実施
- ② 通級指導教室担当者会、教育支援員研修会の実施

(2) 教育相談体制の充実

- ① 心の教室相談員による、子どもたちの「無気力や不安」などへの相談や話し相手、その他学校の教育活動の支援の充実
- ② 指導教諭の活用
指導教諭が行う他の教諭等の授業観察や自らの公開授業の実施等を通じて、教諭等の資質や能力を向上させることにより教育指導体制を充実

(3) 教育支援センターの運用

- ① 教育支援センター「ひだまり」²⁶と連携した適応指導

(4) ICT機器を利用した学習機会の確保

- ① ICT機器を利用したリモートによる学習の研究

(5) いじめ防止基本方針の運用

- ① 学校いじめ防止基本方針の運用
- ② いじめ問題等連携会議の開催
- ③ カウンセリング研修への教職員、指導教諭の派遣
- ④ 生活アンケートの実施（学期1回）

(6) 相談電話設置の周知と利用者数の向上

- ① 学校教育課内にフリーコールによる相談電話の設置及び相談受付
- ② 相談電話の認知度の向上

²⁵ 悩み、不安又はストレスを抱える生徒に対し、支援や介助を行うため配置された相談員。

²⁶ 何らかの理由によって、学校に通うことができている子どもたちの安らぎを感じられる居場所の一つとして町内に設置された施設。子どもたちが、学習活動や体験活動などを通じて社会生活に適應できる力を身につけ、徐々に学校へ戻れるようになることを目的とする。

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和元年度）	目 標 （令和7年度）
不登校児童 ²⁷ の割合（小学校）	0.72%	0.2%
不登校生徒 ²⁷ の割合（中学校）	2.97%	1.5%

5. 教職員の資質向上

【これまでの取組の成果】

長与町と協力して、西彼地区の初任者研修や中堅教諭等資質向上研修を実施しています。初任者研修では、座学のみならず、体験研修を取り入れながら、教師として社会人としての幅広い知見が身に付くような研修を実施してきました。中堅研では、これまでのキャリアに応じた研修を行うとともに、これから学校をけん引する者としての意識を高めるような研修も行っています。いずれの研修においても、研究授業や模擬授業を行い、授業力の向上にも取り組んでいます。

中央研修と県教育センター研修の推薦者を計画的に決定し、研修後には町内の研修会にて研修報告を設定することで町内全体に研修成果を広げています。

他にも、その経験年数に応じた研修を積極的に受講するよう働きかけ、資質向上に努めています。また、経験年数に関わらず、不祥事根絶に向けた研修は、学校の内外を問わず、事あるごとに実施し、全教職員の意識高揚を図っています。

【現状と課題】

グローバル化や社会状況の急激な変化に対応し、学校教育の充実を図るためには、児童生徒を教え育てる教職員の資質向上が重要な課題です。また、近年、学校の役割はますます増える傾向にあります。学校運営を円滑に進めていくためにも各種研修等を活用し、確かな学力を身につけさせる実践的指導力やいじめや不登校への対応、Society5.0時代を生きる児童生徒にふさわしい力を身に着けるべく、高度な指導力が必要になっています。

また、教職員による不祥事が増加している状況を受け、倫理向上を図る対応策も必要になっています。

²⁷ 何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

【基本方針】

初任者研修をはじめとした経年研修を計画的に実施し、教職員としてのキャリアステージに応じた研修の充実を図ります。また、種々の教育課題に応じた町指定研究などを通じた研修を行い、対応策を充実させるとともに、各学校の課題に応じた校内研修を支援します。

【主な取組】

- (1) 校内研修の充実
 - ① 町立小中学校の町指定研究と研究費助成
- (2) 指導主事による各学校年2回以上の学校支援訪問
- (3) 学校経営指導員を活用した各種研修会の充実
 - ① 町内校長会
 - ② 町内教頭会
 - ③ 初任者研修（西彼地区実施運営委員会主催）
 - ④ 若手教職員研修
 - ⑤ 中堅教諭等資質向上研修（西彼地区実施運営委員会主催）
 - ⑥ 15年経過研修
 - ⑦ 経年研修の中で教育の情報化研修を実施
 - ⑧ 教育の情報化推進研修会（教育委員会主催）
 - ⑨ 教育講演会（教育委員会主催）
- (4) 中央研修等への積極的な教職員の派遣
- (5) 校務支援システムの導入など情報機器活用等を推進し働き方改革による校務の効率化を図り、研修参加に必要な時間の確保
- (6) 人事評価制度の運用
- (7) 服務規律の確保・不祥事根絶対策の継続と充実
 - ① 各学校における服務規律委員会²⁸の組織と代表者による研修会

²⁸ 教職員による不祥事を防止するための各学校で行われる会議。職場での不祥事防止対策を教職員一人ひとりが自らの問題として受け止めるとともに、自らを律するための校内（所属内）研修を実施する。

6. 安全・安心な学校づくりの推進

【これまでの取組の成果】

学校安全計画は全ての町立小中学校で策定済みであり、随時見直しを行っています。各学校では、「危機管理マニュアル」に基づいた安全対策（避難訓練、不審者対応、集団下校等）を行い、消防署、警察署や交通安全協会による講話等を実施しています。また、「時津町交通安全プログラム」に基づき、長崎振興局、警察署、都市整備課、総務課、学校教育課、町内小中学校で組織される「通学路安全対策推進協議会」により通学路の安全点検を行っています。併せて、本協議会において、都市整備課から点検の結果に基づくその後の対応状況、今後の予定等について説明を受け、児童生徒の安全に寄与する様々な対策案や実施時期等を検討し、実施可能な箇所から随時改善してきました。その結果、児童生徒の交通事故については、軽微な事故のみで人命にかかわるような事故は起こっていません。

小学校においては、定期的に集団下校を実施するとともに、台風接近時などにも集団下校を実施しています。加えて、地域住民による登下校時の児童生徒の見守り活動が行われています。さらに、春・夏・秋・冬の交通安全期間に、教育委員会職員による登下校時の通学路の安全点検を行っています。

【現状と課題】

児童生徒の安全・安心な環境の確保は、すべての教育環境の最も基本的な要素です。子どもたちが安全に、安心して学校生活を送るため、各学校では危機管理マニュアルや学校安全計画を策定し、各種の訓練等を通して、安全対策が図られています。

一方で、学校管理下のけがや児童生徒が登下校時に不審者に遭う事案、自転車による交通事故の発生等があり、日常的な安全点検・安全指導を継続・徹底する必要があります。

【基本方針】

児童生徒の安全の確保は、全てのことに優先して取り組むべき課題であるという認識に立ち、学校における取組に加えて、保護者・地域・関係団体との連携による定期的な通学路の安全点検を実施する等、安全の確保に努めます。

【主な取組】

(1) 学校安全計画、危険等発生時対処要領の整備・充実

① 学校危機管理マニュアルの随時見直し・点検

- (2) 各種危機を想定した避難訓練・防災教育²⁹の実施
- (3) 通学路の安全確保・登下校時の安全教育の推進
 - ① 関係課・学校・関係団体等との連携による定期的な通学路の安全点検の実施
(年に1回)
 - ② 定期的な集団下校等の実施
 - ③ 保護者・地域との連携によるパトロール
 - ④ 教育委員会による登下校時の通学路の安全点検の実施

【目指す成果指標】

指 標	基 準 (現状) (令和元年度)	目 標 (令和7年度)
小中学校の登下校中における交通事故発生件数	6件	0件
台風等自然災害における事故発生件数	0件	0件

7. 学校・家庭・地域等との連携・協働の推進

【これまでの取組の成果】

時津北小学校では、平成30年度からコミュニティスクール³⁰に移行し、学校運営協議会を開催、協働しながら地域とともにある学校づくりを進めています。その他の学校では学校評議員³¹に対して自校の取組報告を行って意見交換をしています。各学校は学校便りやホームページ等を通じて自校の取組を広く紹介しています。また、パスワード等を設定して、合唱コンクールの様子などを自校の保護者のみが閲覧可能になるようにして情報公開をしています。

²⁹ 児童生徒が様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにすることをねらいとして実施される教育活動。

³⁰ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規定により、保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりできる仕組みを持つ学校のこと。

³¹ 学校教育法施行規則第49条により設置することができる制度で、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるもの。

【現状と課題】

学校においては、児童生徒の状況に即応できる学校運営や家庭・地域に信頼される学校づくりが求められています。

また、学校に関する情報を学校便りやホームページ等により、積極的に公開するとともに、保護者・地域住民の意向を学校運営に反映させ、地域の教育力を学校に取り入れる等、保護者や地域の信頼に応えつつ、3者が協働し児童生徒の成長を支えていくことが必要です。

【基本方針】

今「社会に開かれた教育課程」の実現が求められている中、地域とともにある学校づくりを推進するため、学校や地域との行事等における交流に加えて、学校の情報をわかりやすく公開するとともに、学校評価を学校運営の改善に生かし、学校・家庭・地域の連携協働した教育活動を充実させ、地域に根ざした特色ある学校づくりに努めます。

【主な取組】

(1) 学校評価の充実

① 学校評議員の設置・継続

② 各学校の評価結果等を通じた状況把握と各学校に対する学校改善支援や条件整備等の推進

(2) コミュニティスクール（学校運営協議会制度）の充実・拡大

(3) 学校便りやホームページを活用した学校の情報公開（学校経営方針・学校教育活動の状況・学校評価結果）

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和元年度）	目 標 （令和7年度）
コミュニティスクールの拡大	1校	3校

Ⅱ 学びを支える質の高い教育環境の整備

1. 安全・安心で快適な教育施設の整備

【これまでの取組の成果】

前計画においても安全安心で質の高い学びを実現する教育環境の整備を基本方針とし、主な施策として掲げていました各学校トイレの改修、時津北小学校体育館新築工事を行いました。加えて各学校教室への扇風機・空調設備の設置及び各学校内の高速大容量の情報通信ネットワーク環境施設整備等に取り組み、学校施設の老朽化対策並びに環境に配慮した施設の整備・改善等を図りました。

また、令和元年度には、今後の施設の老朽化対策の指針となります学校施設長寿命化計画³²を策定しました。

【現状と課題】

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点でもあり、災害時には地域の避難所ともなることから、その安全性を確保することが重要です。施設の耐震化は完了し、様々な老朽化対策も実施してきましたが、まだ多くの施設において老朽化が進んでおり、また、各施設の建設時期も近いことから、今後、対策には集中的かつ大きな財政負担が見込まれます。

そのため、施設の老朽化対策を財政負担の平準化を図りながら計画的に実施していく必要があります。

【基本方針】

長寿命化計画を基に施設の老朽化対策を進めるとともに、学びを支える教育環境の質的向上を図り、安全・安心で快適な教育施設の整備に取り組みます。

【主な取組】

- (1) 長寿命化計画に基づく学校施設の老朽化対策
- (2) 給食センター整備
- (3) 環境に配慮した施設の整備

³² 施設の状態を把握し、適正な維持管理を進めていくための計画。

2. 学びのセーフティネットの推進

【これまでの取組の成果】

要保護・準要保護世帯などに対する就学援助や幼児教育に係る教育費負担軽減として、令和元年9月末までの幼稚園就園奨励費補助金交付事業、同年10月からの国の幼児教育無償化に伴う施設等利用費の給付事業を実施してきました。令和元年度においては、要保護6名、準要保護382名に対する就学援助及び幼稚園就園奨励費補助171名、施設等利用費199名に対する給付を行っています。

また、平成28年度に経済的な理由により高等学校、大学等への修学が困難な方に対する奨学資金貸付制度を開始し、令和元年度までに6名に対して貸し付けを行っています。

【現状と課題】

家庭の教育費負担は大きく、家庭の経済状況による教育格差の解消の必要性が指摘されており、教育にかかる経費負担を軽減し、経済的理由により修学の機会が失われないよう、子どもたちが安心して学べる取組が求められています。

【基本方針】

教育の機会均等に向け、子どもたちの誰もが、家庭の経済事情にかかわらず、将来に夢や希望を持ち頑張ることができるよう、引き続き就学援助や奨学資金貸付等の学びのセーフティネットの充実を図ります。

【主な取組】

- (1) 幼稚園就園奨励事業
- (2) 要保護・準要保護児童生徒援助
- (3) 特別支援教育就学奨励費給付
- (4) 高等学校、大学等進学者に対する奨学金の貸付

Ⅲ 学校・家庭・地域が連携・協働する地域づくりの推進

1. 家庭教育支援の推進

【これまでの取組の成果】

家庭教育力を高めるために、乳幼児からの「のびのび・すくすく倶楽部³³」事業や幼稚園・小学生・中学生の保護者等を対象とした家庭教育講座・研修会及び「エンジョイパパママ³⁴in 元村」「エンジョイパパママ in 左底」といった地域での家庭教育事業を展開し定着をみせてきました。

また、「ながさきファミリープログラム³⁵」を活用した学校PTAでの活動支援を実施し、保護者が抱える家庭での子育て問題解決への一助をなしています。

【現状と課題】

「のびのび・すくすく倶楽部」及び「エンジョイパパママ」事業については、定着をみせているものの少子化による参加者の減少が見られ、募集にあたってのPR方法やカリキュラムの見直しを行い、事業の推進を図る必要があります。また、「エンジョイパパママ」事業については、他の地区のニーズをとらえながら現在の2カ所の他に開催場所を増やしていくことも肝要です。

「ながさきファミリープログラム」の活用については、各小学校PTAを中心に各小学校年6回程度の実施を促し、更に活用を図っていく必要があります。

【基本方針】

地域の子どもは地域で育てるという考えに立ち、地域と連携しながら家庭教育力向上を図るため、「エンジョイパパママ」事業の実施箇所を更に増やします。また、家庭教育支援を図るため、PTAと連携し、「ながさきファミリープログラム」を活用した子育て事業を行います。

³³ 育児中の親が、子どもと共に様々な活動を体験しながら親同士の交流を深め、子育ての楽しみと大切さを実感し、親として互いに成長することを目的とした講座。

³⁴ 地域が主体となって、地域の方々との交流を図りながら若いお父さん・お母さんが楽しく子育てを学ぶ学習会。

³⁵ 長崎県が平成22年度に作成した参加型の親育ち学習プログラムで、グループ学習により親同士が交流し、支え合う関係を築き、またネットワーク構築を目指す。

【主な取組】

- (1) 地域での家庭教育事業の拡大
- (2) 「ながさきファミリープログラム」の活用

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和元年度）	目 標 （令和7年度）
エンジョイパパママ事業の実施	2 地区	5地区
各小学校 PTA による「ながさきファミリープログラム」を活用した家庭教育講座の実施	1 回	24回

2. 青少年健全育成の充実

【これまでの取組の成果】

青少年健全育成町民会議と協力し、子ほめ事業、通学合宿、子ども110番の家の充実と促進に努めてきたことから、町内での大きな事件・事故は発生していません。

このほか、子どもの居場所づくり事業は、平成17年から食育をテーマとした「いただきますクッキング教室」から始まり、平成28年度からは「寺子屋とぎつ塾」を開始し、さらに令和元年度からは「時津小学校放課後子ども教室」を実施しています。

【現状と課題】

青少年を取り巻く社会環境がめまぐるしく変化していく中、多様化・複雑化している諸問題に対し、各小中学校PTAを始め、学校・家庭・地域が連携して、青少年の安全確保と健全育成のための環境づくりを促進していく必要があります。

また、子どもの居場所づくり事業の充実においても、各小学校区での拡充を行っていく必要があります。

【基本方針】

青少年健全育成町民会議や子ども育成会連絡協議会など、関係団体の活動の活性化に向けた支援を行います。また、これらの団体と連携協力し、子どもたちが様々

な体験を通して自主性や協調性などを学び、自由で自発的な思考や行動力を身につけることができるよう青少年の健全育成に取り組んでいきます。

子ども会は、異なる年齢の子どもたちが地域の仲間と共に活動することで、社会性やコミュニケーション能力等を高め、子どもたちが健やかに成長することを目的として組織されています。そのため、各学校や地域と連携し、入学説明会でのチラシ配布やホームページ・広報紙を活用した情報発信、あるいは魅力ある体験事業の実施に努め、子ども会への加入促進を図ります。

【主な取組】

- (1) 青少年健全育成町民会議及び子ども育成会連絡協議会の育成
- (2) 子どもの居場所づくり事業の充実
- (3) 子ども会活動の活性化に向けた支援

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和元年度）	目 標 （令和7年度）
地域子ども教室実施数	3 箇所	5 箇所
子ども会加入率	56%	60%
通学合宿実施数	2 箇所	4 箇所

IV 生涯を通じて学び続けることができる環境づくりの推進

1. 生涯学習活動の推進

【これまでの取組の成果】

五つのしおり運動の推進においては、社会教育委員会で啓発・周知の方策を取りまとめ、あらゆる機会を通じて町民への啓発活動を実践しました。

また、新成人と協働して成人式を運営するとともに、「生涯学習を考えるつどい」はテーマを明確に定めて開催するなど、社会参加や生涯学習活動推進の機会づくりを図っています。

時津公民館、北部コミュニティセンター、東部コミュニティセンター及びコスモス会館では、定期使用団体等の自主グループを中心に継続的な生涯学習活動が行われています。また、地域の自治公民館においても地域独自の自主グループによる生涯学習活動が行われていることから、生涯学習活動を推進するうえで、継続的な活動を行う自主グループの育成は不可欠となっています。

町民への学習機会の提供と継続的な学習意欲の向上を図るため、ひいては自主グループの育成のため、各施設では講座を前期・後期に分けて年に2回開催するとともに、夏休み期間中には夏休み子どもチャレンジ教室を開催しています。

また、継続的な人権教育の推進を図るため、時津町と長与町の2町合同で西彼杵郡人権教育研究大会を実施し、社会を取り巻く人権課題に対する学習機会を提供しています。

【現状と課題】

五つのしおり運動を町民運動として実践していくために、家庭や地域での取り組みをさらに進めていく必要があります。

公民館等で活動を行う定期使用団体等の自主グループは、全体的に高齢化が進んでおり、活動を停止する団体が年々増加しています。また、インターネットの普及や生活環境の変化に伴う価値観の多様化により、これまで行ってきた趣味・教養講座の内容及び募集方法だけでは受講者が定員に達せず、自主グループの発足に繋がりにくい状況もあります。

西彼杵郡人権教育研究大会については、開催地を時津町・長与町で交互に行っており、参加者数については年度ごとのテーマによって若干の増減はありますが、全体的には徐々に増加しています。

【基本方針】

幼児から高齢者にいたるまで、「学ぶ」活動を通じて、積極的な地域参加や町づくりへの参加を促します。

また、幅広いライフステージ及びライフスタイルを想定して講座の内容や日程を設定し、隣組回覧やホームページ等も活用するなど効果的な講座情報の発信を行いながら、受講者数と自主グループの増加及び育成を図ります。

西彼杵郡人権教育研究大会については、テーマによって開催案内や開催チラシの送付団体を一部変更しながら更なる参加者の増加を図ります。

【主な取組】

- (1) 五つのしおり運動の推進
- (2) 講座内容の充実と自主グループの育成
- (3) 自治会及び自治公民館などの地域組織による生涯学習活動の支援
- (4) 社会参加や生涯学習活動推進の機会づくり
- (5) 人権教育の推進

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和元年度）	目 標 （令和7年度）
五つのしおりを家庭で実践している割合（PTA対象）	69.0%	90.0%
4館（時津公民館、コスモス会館、東部・北部コミュニティセンター）の定期使用団体の育成	218 団体	240 団体
公民館講座の満足度の割合	—	90.0%
西彼杵郡人権教育研究大会参加者数（時津町）	124人	130人

2. 読書活動の推進

【これまでの取組の成果】

時津図書館における図書貸出数は、平成23年度をピークに減少傾向でしたが、平成26年度のシステム更新を機に増加傾向にあります。これは、図書館のサービス向上に向けた努力の成果や、インターネット予約が利用者へ定着してきたことが考えら

れます。

また、平成30年度に第三次子ども読書活動推進計画（平成31～令和5年度）を策定し、子どもが読書の楽しさや学ぶ習慣をつくるための活動を推進しています。

【現状と課題】

近年、スマートフォンの普及や生活形態の変化により、小学校高学年から中学生の読書離れが問題となっています。

時津図書館を中心に学校司書との連携を取りながら各事業を展開し、学校・家庭・地域における読書機会の提供を図っています。

また、乳幼児・幼児へのおはなし会の開催、学級文庫の支援による学校図書館との連携を強化しているほか、高齢者サークルへの情報発信を図っています。

【基本方針】

「第三次時津町子ども読書活動推進計画」に基づく家庭における子ども読書活動の推進を図るため、家読（うちどく）³⁶の普及、啓発に努めます。

図書館司書、学校司書の資質向上を図るとともに、図書ボランティアの育成と支援に努めます。

【主な取組】

- （1）時津図書館を拠点とした読書活動の推進
- （2）家庭、学校、地域における読書機会の提供（学校教育事業との連携）
- （3）図書サービスの充実

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和元年度）	目 標 （令和7年度）
図書等の貸出冊数	275,618 冊	290,000 冊
1週間に1回以上家族と一緒に本を読む 子どもの割合		
小学生	28.6%	40.0%
中学生	4.8%	6.0%

³⁶ 家庭内での読書活動。親子で同じ本を読む、それぞれが読んだ本についての感想を話し合うなどの行動を介して、読書の習慣をつけるとともに、家族間でのコミュニケーションを図ろうとするもの。

V 郷土を愛し、健康な生活を育むための文化・スポーツ活動の推進

1. 歴史、伝統の保存・継承

【これまでの取組の成果】

本町の歴史・文化財の保存に関しては、これまで文化財保護審議会へ諮問を行いながら、史跡看板等の内容修正を行ってきました。現在、概ね完了し町民への周知を行い、カナリーホール内の民俗資料館事業で古写真展を開催する等時津町の歴史を紹介しています。また、茶屋（本陣）の用地取得を行い、改めて保存活用のためのステップアップを図ったところです。

伝統の継承については、ペーロン大会の見直しを行い、あわせてペーロン船格納庫を新設しペーロン競漕の継承に努めてきました。

町民体育祭において、隔年ごとに郷土芸能の披露を行い、地域に根付く郷土芸能の継承を図っています。

【現状と課題】

史跡看板を確認し、補修及び修正箇所の見直しがどれほどあるかを再確認し、文化財保護審議会にて審議を行いながら是正していくことが必要となっています。また、茶屋（本陣）の保存活用に係る改修を実施し、利用拡大を図っていく必要があります。

【基本方針】

文化財保護審議会を開催し、史跡・文化資産の保護活用を図っていきます。また、茶屋（本陣）の活用を図り、茶屋（本陣）の周知と利用促進に努めます。

今後も郷土芸能披露の機会を提供する等、郷土芸能保存のための支援を行います。

【主な取組】

- (1) 文化財保護審議会の定期的な開催
- (2) 茶屋（本陣）の活用促進

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和元年度）	目 標 （令和7年度）
文化財保護審議会の開催	0回	3回
茶屋（本陣）の利用者	126人	4,500人

2. 芸術・文化の振興

【これまでの取組の成果】

カナリーホールでの自主事業により芸術文化に親しむ機会を町民に提供し、特に小中学生を対象としたステージナイン³⁷の取組を積極的に行い、芸術文化に親しむ機会を子どもたちは9年間体験できています。また、近年、幼稚園等への出前事業を行い、幼児たちが体験できる機会を増やしてきました。

一般の方を対象に、公民館、コミュニティセンター等で各種教室を実施し、文化面の自主グループの育成を行っていますが、これらのグループの発表の場として、文化週間にあわせて文化祭を開催し多くの愛好者が実践発表を行い、芸術・文化活動に親しんでいます。

【現状と課題】

カナリーホールでの自主事業では、公演によって集客に大きく差があり、町民が希望する鑑賞事業として公演の日程や内容を精査する必要があります。なお、カナリーステージナインについてはこれまでどおりのワークショップを含んだ事業展開を行います。

文化活動は、文化協会の会員減少が著しいことから、文化サークルの育成を行い積極的に文化協会へ加入していくように、文化協会と協議しながら取り組んでいく必要があります。

【基本方針】

町民が活動しやすい施設の環境を整え、子どもから高齢者に至る誰もが、いつでもどこでも芸術、文化に触れ親しむ機会を広く提供し、文化活動人口の拡大を図っていきます。

【主な取組】

- (1) 社会教育施設の環境整備
- (2) カナリーホールによる町民のニーズにあった芸術鑑賞事業の提供
- (3) 文化サークルの活性化と文化協会への支援

³⁷ 町立小中学校の全児童生徒を年に1回、小学校入学から中学校卒業までの9年間（計9回）ホールへ招待し、舞台芸術にふれてもらう催しのこと。子どもたちの成長段階に応じたステージを鑑賞してもらい、色々なことを感じ、生で舞台芸術を鑑賞する楽しみを知ってもらうことを目的とする。

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和元年度）	目 標 （令和7年度）
カナリーホール自主事業券売率	69.8%	80.0%
文化協会加入者	434人	500人

3. 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

【これまでの取組の成果】

平成29年度に東部コミュニティセンター2階の研修室等を改修してフィットネスルームを整備し、海洋センターと同規模のトレーニングマシンを設置して利用者の利便性の向上を図るとともに、高齢者のトレーニングマシンの利用促進及び健康増進を図りました。

また、海洋センター施設について、平成29年度にトイレの洋式化を、平成30年度にプールの改修を行い、令和2年度には老朽化した艇庫の改修と合わせて多目的施設の増築を行い、利用者の利便性を図るとともに機能向上と多目的に活用できる艇庫へ改装して、海洋性スポーツの普及促進を図りました。

【現状と課題】

本町では、少年スポーツ団体をはじめとして多くのスポーツ団体が活発に活動しています。（少年34団体、一般及び事業所の団体118団体、自治公民館30団体）

成人の団体については参加者が固定化しつつあり、更に多くの住民が活動に参加する創意工夫が必要と思われます。また、海洋センターをはじめとした町内体育施設の稼働率が高いことから、新規の団体に活動する場を提供できるよう施設貸出方法等を工夫することも必要と思われます。

さらに、高齢化する社会の中で、高齢者の健康寿命を伸ばすことを目的とした健康づくり事業の推進が重要となっています。

【基本方針】

幼児期からの運動・遊びに親しむ習慣づくりや児童生徒の体力向上に重点を置いた教室を開催し、子どもの心と身体の育成や将来の飛躍につながる事業の促進を図ります。

成人については、仕事中心の生活となり運動・スポーツから遠ざかる時期でもあることから、気軽にスポーツに親しめるレクリエーションスポーツの普及・促進に努め、地域や事業所の団体がスポーツを行いやすい環境づくりを進めます。

また、高齢者の健康増進を図るため、高齢者支援課の各種事業をはじめとし、海洋センターでの教室開催やトレーニングマシンを活用した事業を実施するほか、体育協会、総合型地域スポーツクラブ³⁸、自治公民館等と連携協力した健康づくり事業の促進に努めます。

中学校の部活動については、国・県の中学校部活動改革の動向を確認しながら、休日の部活動を段階的に地域に移行できるよう取組を進めます。

【主な取組】

- (1) 地域に密着したスポーツ活動の支援
- (2) 生涯にわたって健康を維持するためのライフステージに応じた各種健康スポーツ教室の開催（海洋性スポーツを除く）
- (3) 海洋クラブの育成及び海洋性スポーツの普及
- (4) スポーツリーダー・指導者の育成並びにボランティアの活用
- (5) 中学校部活動改革についての学校及び関係団体との協議

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和元年度）	目 標 （令和7年度）
（1）地域に密着したスポーツ活動の支援		
スポーツ団体会員数（少年）	678人	700人
スポーツ団体会員数（一般・事業所）	1,576人	1,600人
スポーツ団体会員数（自治公民館）	585人	610人
総合型地域スポーツクラブと協働した事業の開催回数	－	2回

³⁸ 学校や社会体育施設等を拠点として、子どもから高齢者まで、地域住民の誰もが、気軽に複数のスポーツに親しむことができる多目的・多世代型のスポーツクラブ。

指 標	基 準（現状） （令和元年度）	目 標 （令和7年度）
（2）生涯にわたって健康を維持するためのライフステージに応じた各種健康スポーツ教室の開催（海洋性スポーツを除く）		
幼児を対象としたスポーツ教室・事業の参加者数（海洋性スポーツを除く）	41人	100人
少年を対象としたスポーツ教室・事業の参加者数（海洋性スポーツを除く）	116人	150人
成人を対象としたスポーツ教室・事業の参加者数（海洋性スポーツを除く）	521人	550人
高齢者を対象としたスポーツ教室・事業の参加者数（海洋性スポーツを除く）	72人	100人
（3）海洋クラブの育成及び海洋性スポーツの普及		
海洋性スポーツ教室・体験事業への参加者数	186人	500人
（4）スポーツリーダー・指導者の育成並びにボランティアの活用		
講習会・セミナーの延べ参加者数	— ※新型コロナウイルス対策のため未実施	300人